

平成 31 年度地方税制改正等に関する
地方財政審議会意見

平成 30 年 11 月 20 日

地 方 財 政 審 議 会

はじめに.....	1
第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方	3
1 社会経済状況の変化を踏まえた地方税のあるべき姿.....	3
2 地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築	4
3 応益性と自立性.....	5
4 適切な税務行政執行と納税環境の整備.....	5
第二 平成31年度地方税制改正等への対応	7
1 地方法人課税の偏在是正.....	7
2 車体課税.....	8
(1) 基本的な方向性	8
(2) 当面の課題	10
3 個人住民税.....	10
(1) 個人住民税の基本的性格	10
(2) ふるさと納税.....	11
(3) 住宅ローン控除	12
4 地方消費税.....	12
5 ゴルフ場利用税.....	13
6 森林環境税（仮称）	14
7 地方税の電子化の推進.....	15
おわりに.....	16

平成31年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見

平成30年11月20日
地方財政審議会

当審議会は、平成31年度地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続いている。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響、さらには相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

こうした中において、我が国の財政は、景気の回復により税収は増加しているものの、社会保障関係費の急増などにより、公的債務残高の累増が続く危機的な状況にある。政府においては、国・地方のプライマリバランスに関する財政健全化目標を設けて、財政健全化に取り組んでいる。

特に、来年10月に予定されている消費税率の引上げについては、全ての世代が安心でき、活躍できる「全世代型社会保障制度」の構築のため、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保する等の観点から行うものであり、その実現に向けて、経済財政運営に万全を期すこととしている。

地方財政については、本格的な人口減少・超高齢化社会を迎える中、地方自治体が身近なところで果たす住民サービスの需要は、今後ますます増加が見込まれる一方で、巨額の財源不足（6.2兆円、平成30年度地方財政計画）が生じている。この規模は、地方税収の16%に相当するものであり、引き続き今後も厳しい状況が続く見込みである。

中でも、人口減少や経済活動の一極集中を背景とした地方の疲弊は深刻な課題となり、大都市部と地方部との財政力格差は近年ますます拡大している。

このような課題を踏まえれば、今後の地方税制を検討するに際しては、これまでの議論も踏まえつつ、地方分権を推進する観点から地方財政の

基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、偏在性が小さい地方税体系の構築を図らなければならない。

当審議会においては、このような認識の下に、平成 31 年度地方税制改正等に関する意見をまとめたところである。

第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方

1 社会経済状況の変化を踏まえた地方税のあるべき姿

地方税のあるべき姿については、いくつかの重要な柱がある。税収が十分に確保されること、公平の原則に適合すること、応益課税の考え方に適うこと、税収の安定性と税源の普遍性を備えていること、などである。当審議会は、こうした基本原則をできる限り体现した地方税体系を構築する方針で税制改正を行うよう、累次の意見を述べてきたところである。

社会経済状況の動向を見ると、我が国は、人口減少の深刻化と急速な高齢化に直面しており、2040年頃には高齢人口がピークを迎えるなど人口構造も大きく変化する見込みである。また、地方の疲弊が深刻な課題となり、政府も地方自治体も地方創生に懸命に取り組んでいるが、東京圏に対する地方からの人口流入や経済活動の一極集中は継続している。加えて、グローバル化の加速、情報通信技術の急速な進展、そして、AI（人工知能）、IoT（物のインターネット）などの第4次産業革命が導く新たな社会、いわゆるSociety5.0への移行¹など、社会は急激に変化を続けている。

これらの変化は、人々のライフスタイルや、人生100年時代のライフサイクル等にも大きく影響するとともに、経済面での地域の盛衰、さらには、地方自治体の税収や行政需要の動向にも大きな変化をもたらす。このため、特に、経済面や財政面での大都市部との格差に悩む地方部の地方自治体においては、住民に身近な行政主体として、必要な住民サービスを将来にわたって持続的、安定的に提供していくことができるのか、という不安が広がっている。

そこで、平成31年度税制改正に際しては、踏まえるべき基本方針の中でも、特に、①自主的・自立的な行財政基盤としての地方税を安定的に確保していくこと（地方税の充実確保）、及び、②税源の豊かな地域のみが発展するのではなく、大都市部・地方部の双方が支え合いつつ共に発展していけるよう地方税源の偏在性を是正すること（偏在性が小さい地方税体系の構築）を、最も重要な二本の柱、言い換えれば車の両輪と位

¹ 「Society5.0」とは、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を指すもので、政府の第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもの。

置づけて、その実現を図っていくべきである。

2 地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築

住民の生活の場となる地域社会を良好に維持するために必要な基礎的行政サービスを地方自治体が確実に提供できるよう、全国総額においても、各地方自治体の歳入という意味においても、地方税は、十分に確保される必要がある。さらに、社会が大きく変化する中、地方創生、人口減少対策等の喫緊の課題に加え、福祉・医療の充実、多様な働き方の支援、未来を担う人づくり、社会インフラの老朽化対策、国土の強靱化（防災・減災事業の推進）、環境共生型社会の実現、森林吸収源対策などの将来に繋がる多様な課題にも、地方自治体が的確に対応できるよう、地方税の充実確保を着実に図っていかなければならない。

その際、現状においては、地方自治体の行政需要に対する地方税の充足度には地域間で大きな格差があり、特に、税源の乏しい地方部において、大幅な財源不足が生じていることに留意が必要である。こうした税収の確保に係る地域間の格差は、地方部の急速な少子高齢化や大都市部への経済活動の一極集中化とともに拡大し、さらに、近年の地方税収の増加に伴って一層大きく拡大している。このため、地方部の自治体の税財源の充実を図ることを中心として、地域間の財政力格差の拡大を防止しながら、地方税の充実確保に取り組んで行くことが必要である。

消費税率の引上げとその一環としての地方消費税の拡充は、地方の社会保障の財源確保という面に加え、偏在性の小さい地方税体系の構築の面からも、極めて重要な改革である。平成31年10月の消費税率10%への引上げ（地方消費税については1.7%から2.2%への引上げ）について、関連する制度改革を含めて、確実かつ円滑な実現が求められる。

これに加え、税源の偏在度が低い税目や、相対的に地方部に多く税源が存在している税目については、今後とも、その充実確保を図っていくことが重要である。

また、偏在度が高い税目については、税源の偏在の是正につながる措置を適切に講じることが必要となる。この措置を通じて税源の偏在性が小さい地方税体系を構築していくことは、地方税の更なる充実確保を進めていく環境を整えるという観点からも欠かせないものであり、将来に向けて持続可能な地方税財政制度を確立していく礎となるものと考えらる。

3 応益性と自立性

地方税においては、地域住民や地域社会で活動する人々や法人が、地域における様々な行政サービスからの受益に応じて、相互に負担し合うという応益原則も重要である。例えば、近年、道路・橋りょう等のインフラ整備や老朽化対策がますます重大な課題となっている。受益者である自動車ユーザーから適切な負担を求めつつこれらを維持していくことは、地方自治体の大切な役割である。こうした例を含め、地域の納税者が受益に応じて公平に負担を分かち合うこととなる税制の確立を目指して、引き続き取り組んで行く必要がある。

また、住民に対する課税のみでなく来訪者等に適切な応益負担を求めることとなる税制も、地方税の応益原則に照らして重要である。

地方の自立性の観点から、地方自治体が、地域住民の意向を踏まえ、自らの判断と責任において、法定外税、超過課税、地域決定型地方税制特例措置（「わがまち特例」）等の課税自主権を活用して、自主財源の確保を図ることは、有意義であり、地方分権の推進にとっても必要な取組である。

ふるさと納税は、地方自治体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段であり、本来の制度の趣旨に沿った形での運用が行われるようにすべきである。

なお、経済対策などの国の政策目的のために地方税制を用いることは、地方税における応益課税の原則や、地方の自立性、税負担の公平性を歪めることに繋がるものであり、地方の貴重な税財源を国の判断で奪うこととなる点からも、可能な限り行うべきではない。

4 適切な税務行政執行と納税環境の整備

地方税に対する納税者の信頼を確保していくためには、税務行政の適正かつ公平な執行が重要である。そのためにも、法令に基づき、迅速かつ正確な課税事務の処理や、専門的知識や経験の蓄積に裏打ちされた滞納整理等が進められるよう、地方税務職員に対する研修の充実、徴収事務の共同処理の推進等の対応を引き続き進める必要がある。

また、情報通信技術が急速に進展する中において、税務手続の電子化の一層の促進など、納税環境の整備についても、引き続き積極的に推進

する必要があり、eLTAX²の利便性の更なる向上や平成31年10月から稼働する地方税共通納税システム³の安全かつ安定的な運用に万全を期していく必要がある。

² 「eLTAX」は、地方自治体が共同で設置・運営している地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。

³ 「地方税共通納税システム」は、対象税目について、eLTAXを活用し、複数自治体への地方税の一括納税を可能とするシステム。

第二 平成31年度地方税制改正等への対応

『第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方』を踏まえ、平成31年度地方税制改正等の主な項目と見込まれる項目について、以下、当審議会としての意見を申し述べることにする。

1 地方法人課税の偏在是正

地方分権を推進するためにも地方税の充実が必要であるが、税源に偏在があれば、地方税を充実すると地域間の財政力格差が拡大する。このため、税源の偏在性が小さい地方税体系を構築することが必要となる。すなわち、地方税の充実確保を図る前提として税源の偏在是正が必要という意味で、両者はいわば車の両輪として常に考える必要がある課題である。これまでも、あるべき地方税制を目指す中で、地方税源の偏在是正への取組が行われてきた。

地方法人課税については、地方自治体の行政サービスを受けて法人の事業活動が行われている以上、一定の負担を法人に求めることは適当であり、引き続き重要な役割を担うべきものである。一方で、地方法人課税は、地方税の中でも特に偏在度が高くなっている。

近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大していることから、平成30年度の与党税制改正大綱において、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。」こととされた。また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）等においても、同様の内容が決定されている。

こうしたことを踏まえ、平成30年5月、当審議会に「地方法人課税に関する検討会」を設置し、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討を重ねてきた。その結果、この度、報告書が取りまとめられた。

その概要は、別紙 1 のとおりであり、報告書においては、以下のとおり、地方法人課税における税源の偏在是正の必要性を踏まえ、新たな偏在是正措置の基本的考え方や具体的な方策等について提案している。

- ・ 地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化に伴う大都市部への税収集中を踏まえ、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、新たな偏在是正措置が必要
- ・ 新たな偏在是正措置を講じるに当たっては、地方税の充実確保の要請と偏在性が小さい地方税体系の構築の調和の観点、経済社会構造の変化への対応の観点、及び交付団体と不交付団体の均衡の観点が重要
- ・ 新たな偏在是正措置は、法人事業税を対象とし、譲与税化により実効性のある偏在是正措置とすることができる場合には、譲与税化を基本として考えることが適当。一方で、十分な偏在是正効果を得られない場合には、交付税原資化も視野に入れて検討することが必要

本報告書の内容を踏まえ、地方法人課税の偏在を是正する新たな措置について、一層検討を深め、平成 31 年度税制改正において結論を得るべきである。

2 車体課税

(1) 基本的な方向性

自動車に課される税は、その財産的価値に着目し、かつ、道路整備など社会的なコストを自動車ユーザーに負担してもらうことが適切であることから、その負担を適宜分割し、取得・保有・走行の各段階において課税している。

このうち、自動車取得税、自動車税、軽自動車税及び国税の自動車重量税が車体課税と言われている。

車体課税の税収約 2.6 兆円のうち地方財源は 2.2 兆円にのぼり、車体課税は、特に地方の貴重な財源となっている。

平成 28 年度税制改正において、消費税率 10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税に環境性能割が導入されることが制度化されている。

環境性能割に関しては、平成 25 年 5 月、当審議会に「自動車関係税制のあり方に関する検討会」を設置し、十数回にわたり専門的検討を重ね、同年 11 月、環境性能等に応じた課税について提案を行っている。

具体的には、「消費税 10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化」を図るとした平成 25 年度の与党税制改正大綱に基づき、課税のタイミングとしては、購入時点がインセンティブ機能や徴税効率の点からも効果的であり、課税方式は、消費者の購買行動に大きな影響を与える取得価額を考慮することが最も環境インセンティブを期待できる、としていた。

これらの経緯を踏まえ、平成 28 年度税制改正において制度化された環境性能割は、保有課税である自動車税及び軽自動車税に創設されるものであり、自動車をもたらす CO₂ 排出、道路の損傷、交通事故、公害、騒音等の様々な社会的費用にかかる行政需要に着目した原因者負担金的性格を有している。そして、環境インセンティブを最大化する政策的意図に基づいて、自動車の環境性能に応じて税率を決定する仕組みとして設計されている。

日本の保有課税は国際水準と比較すると過重であり、自動車税を引き下げべきとの主張もあるが、自動車ユーザーの負担水準の議論に当たっては、燃料課税も含めた自動車に係る負担全体の水準を議論すべきである。

なお、日本における走行段階の課税（燃料課税）負担は OECD 加盟国の中でも低水準であり、燃料課税も含めた自動車に係る負担は欧州諸国に比して低い。

自動車ユーザーの負担水準については、応益課税の原則を踏まえ、自動車ユーザーが受益する地方自治体が提供する道路整備等の自動車に係る行政サービスを前提に、議論する必要がある。

その観点からは、現時点でも地方における自動車に係る行政サービスの規模が自動車ユーザーの税負担を大きく上回っている。加えて、昭和 30 年代や 40 年代に建設され、50 年以上経過する社会資本の割合が増え、今後、ますます道路や橋りょう、トンネルなどの社会資本の維持管理更新費が増加する見込みであり、車体課税に係る税収を充実確保していくことが不可欠である。

特に、道路や橋りょう、トンネルなどの安全確保が求められるとともに、起こりうる大規模災害に対応するため、社会資本の更新・老朽化対策や防災・減災事業が各地域において確実に実施されるよう、地域で暮らす人々の安全・安心の観点からも、車体課税を今後もしっかりと確保していくべきである。

(2) 当面の課題

消費税率の引上げに当たっての需要変動の平準化策については、税率引上げ後の反動減対策を講じるとともに、税率引上げ前の駆け込み需要の抑制を考えなければならない。

また、これまで環境性能が良い車を普及するべく特例を講じてきた経緯等を踏まえれば、環境性能割が非課税等の環境性能が相対的に優れた自動車よりも、相対的に悪い自動車により恩恵を受ける仕組みとならないよう留意する必要がある。

自動車税を引き下げるべきとの業界からの主張があるが、自動車税は、車体課税のうち 1.5 兆円を超える税収をあげている重要な財源であり、応益課税の原則や社会インフラの老朽化対策、防災・減災事業、ひいては人々の安全・安心の観点を踏まえて、今後もしっかりと確保する必要がある。地方財政の厳しい状況を踏まえても、代替財源なくして税率引下げを行うことは困難である。

現在、自動車税については、取得初年度に月割課税、廃車年度に月割還付が行われている。取得初年度の月割課税のみを減免するべきとの業界からの主張があるが、制度のあり方について議論を行う際には、月割課税・月割還付のいずれも、自動車の使用月数に応じて負担を行う考えから導かれていることを踏まえ、両者を一体的に扱う必要があり、慎重に検討することが求められる。

自動車取得税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長並びに環境性能割の導入に当たっては、環境性能の優れた自動車の普及促進や技術革新などを踏まえ、政策のインセンティブ機能を維持するために、基準の切替え及び重点化を行うよう見直すべきである。

3 個人住民税

(1) 個人住民税の基本的性格

個人住民税は、地域住民がその能力に応じ広く負担を分任するという「地域社会の会費的性格」を有するとともに、その税収は地方税収全体の 3 割を超える基幹税であることから、地方自治体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な役割を担っている。

個人住民税に関連する諸制度の見直しに当たっては、個人住民税の性格や役割を十分に踏まえて行うことが重要である。

(2) ふるさと納税

ふるさと納税は、ふるさとや地方自治体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地方自治体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段である。我が国において人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で、重要な役割を果たす制度である。

平成 20 年に創設されて以来、その実績は着実に伸びており、平成 29 年度の受入額は 3,653 億円となっている。子育て施策の充実など地域の活性化のほか、被災地への支援としても活用されている。

その中で、一部の地方自治体を送付している制度の趣旨を逸脱するような過度な返礼品に対して、強い批判の声が寄せられており、ふるさと納税制度の存続に影響を及ぼしかねない状況になっている。

これまで、制度の趣旨を逸脱する返礼品を送付する地方自治体に対しては、総務大臣が二度にわたって通知を出すなど、技術的助言の範囲内において、様々な機会を通じて必要な見直しを行うよう要請が行われてきた。

多くの地方自治体が真摯に見直し要請に応じる一方で、依然として一部の地方自治体が過度な返礼品を送付することによって多額のふるさと納税を集めている状況が継続していることを踏まえれば、ふるさと納税制度の本来の趣旨に沿った形での運用が行われるように、制度的な対応を講じることが必要である。

制度的対応の方向性としては、一定のルールの中で地方自治体が創意工夫することにより全国各地の地域活性化に繋げるために、これまでの総務大臣通知の内容も踏まえ、「返礼割合 3 割超」又は「地場産品以外」の返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方自治体に対して支出した寄附金については、個人住民税の特例控除が行われないこととすること等が考えられる。

「返礼割合 3 割」という水準については、平成 29 年 4 月に総務大臣通知が出される際に、ふるさと納税の募集に関して平均的な取組を行う地方自治体の実績や有識者の意見を踏まえて設定されたものである。地域を応援したいという納税者の思いに応えるためには、返礼品の送付料や広告料等も含めて寄附額の半分以上に相当する額が返礼品関係

の費用として消費されるのは相応しくないことから、妥当な水準だと考えられる。

また、ふるさと納税の重要な役割の一つが、地域資源を活用しながら、地域の活性化を図ることであることを踏まえれば、返礼品は区域内で生産されたものや提供されるサービスに限るべきという考え方が当然に導かれるものである。

今後のふるさと納税制度の見直しに当たっては、以上の内容を踏まえつつ、地域における様々な事情も勘案しながら、創設趣旨に沿った形でふるさと納税制度が健全に発展していくよう検討を進めることが期待される。

(3) 住宅ローン控除

個人住民税における住宅ローン控除は、平成 18 年度税制改正において所得税から個人住民税への税源移譲に伴い創設され、所得税から控除しきれない者に対して控除し、その減収額は全額国費で補填する仕組みとなっており、本来、所得税が担うべき役割を補完するための制度となっている。

消費税率 10%への引上げに当たって、住宅の需要変動平準化対策として住宅ローン控除の更なる拡充を行うこととなった場合には、その措置によって生じる個人住民税の減収額については、これまでと同様、全額国費で補填されることが必要である。

4 地方消費税

地方消費税は、勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、広く社会の構成員が負担を分かち合うことが可能である。さらに税収が安定的で、税源の偏在度が比較的小さいなどの特徴を有していることから、地方自治体による社会保障制度を支える安定的な財源としてふさわしい。

したがって、地方消費税の充実確保は、地方における社会保障の安定財源の確保と、地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点からも、偏在性が小さく安定的な地方税体系を確立する観点からも、極めて重要である。

平成 30 年 10 月 15 日の臨時閣議において、消費税率について、法律で定められたとおり、平成 31 年 10 月 1 日に現行の 8%から 10%に引き

上げる予定であることが確認された。地方消費税率は現行の 1.7%から 2.2%に引き上げられることとなる。

消費税率の引上げは、社会保障・税一体改革の中で、国と地方における社会保障の安定財源を確保するために行われるものである。少子高齢化の進展により、国・地方の社会保障給付費の自然増は今後も継続することが見込まれる中、国民の理解を得ながら、社会保障・税一体改革を着実に進めることが重要であり、そのためにも、今般の消費税率引上げの確実かつ円滑な実施が必要である。

また、今回の税率引上げに当たっては、同時に、軽減税率制度が導入されることとなるが、その円滑な実施のためには、事業者や国民の理解が不可欠である。地方消費税及び市町村交付金は、地方自治体にとって重要な財源であることから、地方自治体においては、制度の広報や事業者の準備に係る周知などについて、関係省庁に協力しながら積極的に行うことが期待される。また、国も地方自治体の取組を支援していくことが望まれる。

5 ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、地方自治体の重要な自主財源である。税収の 7 割がゴルフ場の所在市町村に交付される仕組みを通じ、過疎地域など財源に乏しい市町村の貴重な財源となっている。

我が国のゴルフ場の多くは、山林原野を切り開いて開設されていることから、周辺環境に大きな影響を与えている。このため、地方自治体においては、地滑り対策・洪水対策等の災害対策、水質・農薬調査等の環境対策、利用者のためのアクセス道路整備、消防・救急、ごみ処理等の行政需要が生じている。

ゴルフ場の利用者は、広大な土地を少人数で占有する形でゴルフ場を利用することを通じ、これらの行政サービスを享受しており、受益と負担の観点から、利用者に一定の税負担を求めることは合理的である。

また、ゴルフはスポーツではあるが、営業や仕事上のつき合いで行われるケースも多く、比較的高額な支出を伴う行為であることから、十分な担税力も認められる。

一方、関係業界団体や関係省庁からは、東京オリンピックの正式競技

となったこと、スポーツ振興の妨げとなることなどを理由として、ゴルフ場利用税の廃止を求める要望が継続的に出されている。

ゴルフ場利用税は、他のスポーツとは異なる事情や応益性の観点、担税力等に着目して課税されているものであり、東京オリンピックの正式競技とされたことは、課税の必要性や合理性に影響を及ぼす事柄ではない。また、課税範囲が広く事業者との取引行為一般に課される消費税とは課税の趣旨が異なり、二重課税であるとの指摘も当たらない。

さらに、18歳未満の年少者、70歳以上の高齢者、障害者等を非課税とする措置が設けられ、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現にも十分な配慮がなされている。

ゴルフ人口が減少していることを背景に、市町村の中には、地域に根差す産業としてゴルフの振興を積極的に図ろうとする動きがある。ゴルフ振興のためには、若年層や女性、さらにはインバウンド需要を取り込むなど、プレーヤーの裾野拡大を図ることが必要であり、税の議論よりも、むしろ地方自治体とゴルフ関係団体が協力して、このような面での取組を広げていくことが効果的と考えられる。

いずれにしても、社会保障の多くを担う地方自治体の財源の確保が喫緊かつ重要な課題であり、消費税の充実を図り広く国民一般に負担を求めている中で、ゴルフ場利用税を廃止することは不相当と考える。

6 森林環境税（仮称）

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）は、平成30年度の与党税制改正大綱において、「パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、（略）平成31年度税制改正において（略）創設する」こととされている。

森林資源の適切な管理は喫緊の課題であることから、森林現場や森林所有者に近い市町村が実施する森林整備等の財源に充てられるよう、平成30年度の与党税制改正大綱に沿って、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する法律案を平成31年通常国会に提出すべきである。

また、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の意義は、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、国民皆で、地球温暖化防止、災害防止・国土保全、水源涵養等の重要な役割を担う森林を支えるところにある。

各地方自治体は、この新税の意義を十分に理解し、森林環境譲与税（仮称）を活用した効果的な森林整備等の事業を行うとともに、その用途の公表において十分な説明責任を果たすことで、国民の森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）への理解、さらには森林の重要性に対する認識が広まることが期待される。

7 地方税の電子化の推進

世界最先端デジタル国家を目指す我が国としては、地方税における申告・納税の手続についても、情報通信技術を最大限活用して、電子化を進めることで、納税者及び地方自治体双方の事務負担を軽減し、ひいては、適正かつ公平な課税の実現を図っていくことが重要である。

平成 30 年度税制改正によって措置された地方税共通納税システムの導入、大法人の電子申告の義務化などについては、各地方自治体において必要なシステム改修も含め、施行に向けた準備を遺漏なく進めることができるよう、迅速な情報提供を行うなど、地方自治体に対する必要な支援を講じるべきである。

これまでも、eLTAX については、納税者のための使い勝手の改善、セキュリティレベルの向上、国税当局と連携するデータの拡大などに取り組んできたほか、各地方自治体においても、税務システムのクラウド化・共同化など、様々な課題に取り組んできたところである。引き続き、各地方自治体と連携しながら、これらの課題に対応し、地方税務手続の電子化をさらに進めるべきである。

おわりに

人口減少の深刻化や急速な高齢化、グローバル化の加速や情報通信技術の急速な進展など社会経済状況が大きく変化する中で、地方創生、人口減少対策、福祉、医療、地域経済の活性化など地方自治体の役割は一層大きくなっている。地方自治体が、今後も、それぞれの地域が直面する課題に対し、地域の実情に応じて創意工夫をこらし、自主的・主体的に取り組を進めていくためには、当審議会がこれまで提言してきたように、地方税の基本原則をできる限り体现した地方税体系の構築が必要である。中でも、地方自治体の活動の基盤となる財源として地方税の充実確保を図ること、そして、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することを併せて実現していくことが重要である。

さらに、地方自治体は、地方税の意義や用途などについて積極的に地域住民に説明し、地方税への理解を醸成していくことも求められる。

今後の地方税制の改正に当たっては、本意見で述べた地方税の原則に沿った議論が行われ、地方税のあるべき姿を実現するよう期待する。

地方法人課税に関する検討会 報告書（概要）

平成30年11月20日

平成30年度与党税制改正大綱、経済財政運営と改革の基本方針2018等を踏まえ、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討を行った結果、その概要は以下のとおり。

税源の偏在是正の必要性

- **近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大**
 - ・ 地方交付税の交付団体では赤字地方債である臨時財政対策債の残高が累増している一方で、不交付団体では財源超過額が拡大し、基金残高も大きく増加。
 - ・ 各種の財政指標で見ても、交付団体と不交付団体の均衡が大きく崩れている状況。
- **経済社会構造の変化に伴い、大都市部に税収が集中する傾向**
 - ・ 人口の東京一極集中が進行。大都市部の人材供給源となっている地方の活力の維持が必要。
 - ・ 産業構造がサービス産業化。特に大法人の本店が大都市部に集中。全国で事業活動しながら、税収は大都市部に集中。今後、インターネット取引等店舗を必要としない事業形態の拡大等に伴い、この傾向は加速。
 - ・ 企業組織の多様化（支店の地域子会社化、フランチャイズの拡大等）も税源偏在に影響。
- **全国知事会、全国市長会、全国町村会など地方団体からも、新たな偏在是正措置を求める提言・要望**

新たな偏在是正措置の基本的な考え方

地域間の財政力格差拡大等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、新たな偏在是正措置を講じることが必要。その際、以下の3つの観点が重要。

- **地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築の調和を図る観点**
 - ・ 新たな偏在是正措置を講じるに当たっては、地方税の充実確保の要請との調和を図る観点から、地方税体系における補完的な位置付けとなることを踏まえる必要。
- **経済社会構造の変化への対応の観点**
 - ・ 新たな偏在是正措置を考える上で、地域における経済活動等に関する統計情報も参考。
- **交付団体と不交付団体の均衡の観点**
 - ・ 新たな偏在是正措置は、交付団体と不交付団体の均衡に留意し、実効性のあるものとする必要。その際、不交付団体の財政状況を踏まえて検討。

新たな偏在是正措置の具体的な方策等

- 新たな偏在是正措置は、法人事業税を対象とすることが適当
- 具体的な方策については、譲与税化により実効性のある偏在是正措置とすることができる場合には、譲与税化を基本として考えることが適当。
一方で、十分な偏在是正効果を得られない場合には、交付税原資化も視野に入れて検討する必要がある
- 譲与税化の場合、偏在是正という趣旨・目的に沿って、譲与基準を「人口」とすることを基本としつつ、譲与基準のあり方も含め、譲与税制度の中で適切な偏在是正効果を実現するための方策を検討すべき
- 実質的な地方税財源としての性格が維持されるよう、交付税及び譲与税配付金特別会計に直入
- 新たな措置は、将来に向かって安定した制度とすべき
- 偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、全額地方のために活用

(参考) 地方法人課税における新たな偏在是正措置のイメージ

